

令和6年度「困難な問題を抱える女性への支援の推進
に資する取組に関する調査研究事業」実施要綱案

第1 事業の目的

この事業は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下「新法」という。）に基づく女性自立支援施設及び女性相談支援センター一時保護所における支援を受ける者の権利を擁護する仕組み、及び、支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みを構築するため、必要な方策や事項を明らかにすることを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 事業の内容

1 女性自立支援施設における利用者の権利を擁護する仕組み及び支援の質を評価する仕組みの構築

(1) 女性自立支援施設における利用者の権利を擁護する仕組みの構築

実施団体は、他分野の事例を参考にしつつ、利用者の権利を擁護する仕組み及びその方法等について検討し、構築すること。

- ・ 権利ノート（施設等に入所している者に対し、施設内で権利が守られること等について、入所者の状況に応じて分かりやすく説明するもの。）
- ・ アドボカシー（本来人が持つ権利を様々な理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援する機能。） 等

(2) 女性自立支援施設における支援の質を評価する仕組みの構築

① 第三者評価基準（案）の作成

実施団体は、女性自立支援施設における支援の質を評価するため、女性自立支援施設における第三者評価事業を実施する上で必要な方策や事項等について、「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」（令和5年厚生労働省令第36号）、「婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成18年6月13日雇児福発第0613002号、社援基発第

0613001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）等を参照のうえ、第三者評価基準（案）及び検討過程等に関する報告書を作成すること。

第三者評価基準（案）の作成にあたっては、共通評価基準及び内容評価基準を設け、それぞれ評価項目、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点等について検討を行うこと。

② 第三者評価事業における利用者調査の実施方法及び様式例の作成

利用者の権利の擁護等の観点から、支援に対する利用者の受け止めや意向等を聞き取り（利用者調査）、結果を評価へ反映できるような仕組みとすること。実施団体は、利用者調査の実施方法及び様式例について、他事業（例：社会的養護関係施設）を参照し作成を行うこと。

(3) 妥当性・有効性の確認

実施団体は、(1)～(2)に掲げる業務の実施に当たり、支援を受ける者の権利を擁護する仕組み及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について、妥当性・有効性を確認するため、次について実施すること。

① アンケート調査またはヒアリング調査

女性自立支援施設等へアンケートまたはヒアリングを行い、その結果を踏まえ、権利の擁護の仕組み及び第三者評価基準（案）に反映すること。

② プリテストの実施

(2)で作成した第三者評価基準（案）について、試行的に評価を実施すること。試行評価の実施は2箇所以上とし、その方法は施設自身による自己評価または外部の専門的な知見を持つ者による評価等とする。試行評価で得られた内容は、第三者評価基準（案）に反映すること。

(4) 説明会等の実施

実施団体は、女性自立支援施設向けの説明会等を開催し、権利を擁護する仕組み及び第三者評価基準（案）の周知及びその取り組みについて説明する場を設けること。

2 女性相談支援センター一時保護所における入所者の権利を擁護する仕組み及び支援の質を評価する仕組みの構築に向けた必要な事項の検討等

(1) 実施団体は、女性相談支援センター一時保護所における利用者の権利の擁護や支援の質の確保の在り方を検討するため、児童相談所一時保護所等における第三者評価の事例を収集するとともに、女性相談支援センター一時保護所等に対し、現状における利用者の権利を擁護する取組等について調査等を行う。

(2)(1)に基づき、女性相談支援センター一時保護所における権利の擁護及び支援の質を評価する仕組みの構築に向けた必要な事項の検討等を行う。

3 有識者等から助言等を受ける機会の確保

実施団体は、1～2に掲げる業務の実施に当たり、有識者等から助言等を受ける機会を確保すること。有識者の数は6名程度とし、その選定及び助言等を受ける機会（委員会方式等）については、厚生労働省と協議の上、決定すること。

第4 事業の実施方法

1 事業実施計画の作成

実施団体は、第3に規定する事業を実施するに当たり、厚生労働省と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

2 厚生労働省との協議

実施団体は、本事業を実施するに当たり、適宜厚生労働省と協議の上、事業を実施するものとする。

第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第6 会計

本事業の実施に当たっては、特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理するものとする。

第7 その他特記事項

1 委託の取扱い

実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。

また、実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

2 著作権の取扱い

厚生労働省及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用

できるものとする。

3 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- ア 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- イ 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- ウ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- エ 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- オ 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設けるとともに、適切に保護し、管理するための情報セキュリティ対策を講ずること。

4 情報セキュリティ監査

- ア 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、厚生労働省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、厚生労働省がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（厚生労働省が選定した事業者による外部監査を含む。）。
- イ 受注者は、厚生労働省から監査等の求めがあった場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示し、監査を受け入れること。
- ウ 受注者は自ら実施した外部監査についても厚生労働省へ報告すること。
- エ 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。
- オ 業務履行後において当該業務に関する情報漏えい等が発生した場合であっても、監査を受け入れること。